

# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション運営規定

## 【事業の目的】

### 第1条

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」と称す）は認知症などの精神障害、又は脳血管障害の後遺症その他の疾病による運動障害を有する者に対し、医学的管理のもとで心身機能の回復又は維持を目的としてリハビリテーションを行うものであり、要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、看護、介護を提供する。またサービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導、説明を行うものとする。

## 【運営の方針】

### 第2条

- (1)利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- (2)自ら提供する指定通所リハビリテーション等の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3)常に利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- (4)事業実施に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (5)常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症の状態にある要介護者・要支援者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる態勢を整える。

## 【事業の名称】

### 第3条

この事業を行う事業所の名称は「通所リハビリテーションけいじん」（以下「事業所」）と称する。

## 【事業所の設置】

### 第4条

本事業所は、八代市海士江町 2817 番地(八代敬仁病院内)に設置する。

## 【実施主体】

### 第5条

事業実施主体は、医療法人敬仁会とする。

## 【従事者の職種及び職務の内容】

### 第6条

事業所に配置する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする

- |         |                 |  |
|---------|-----------------|--|
| (1)管理者  | 1名(八代敬仁病院院長と兼務) | 事業所を代表し業務の統括の任にあたる。  |
| (2)専任医師 | 2名(八代敬仁病院医師と兼務) | 指定通所リハビリテーション等の利用者の診察及び通所リハビリテーション<br>計画・介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーショ |

ン計画等」という)の作成にたずさわる。

### (3) その他の専従する従事者

リハビリテーションの提供に従事するリハビリテーション専門職 1名以上。

サービス提供時間帯を通じて、リハビリテーション専門職員、看護職員、介護職員が 4名以上。

通所リハビリテーション計画等の作成に携わり、必要なリハビリテーションの実施や看護、介助を行う。

## 【営業日及び営業時間】

### 第 7 条

(1) 営業日 月曜から金曜日までとする。

(2) 営業時間 8:20～17:20

(3) サービス提供時間 9:00～16:30

## 【利用定員】

### 第 8 条

利用定員は 35名とする。(1単位 35名)

## 【指定通所リハビリテーション等の内容】

### 第 9 条

(1) 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- ① 1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーション
- ② 2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーション
- ③ 3時間以上4時間未満の指定通所リハビリテーション
- ④ 4時間以上5時間未満の指定通所リハビリテーション
- ⑤ 5時間以上6時間未満の指定通所リハビリテーション
- ⑥ 6時間以上7時間未満の指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 居宅と事業所間の送迎
- ⑧ 事業所における入浴介助、特別入浴介助(指定介護予防通所リハビリテーションは実施しない)
- ⑨ 事業所における食事提供

(2) 第 16 条に定める通所リハビリテーション計画等に基づき 下記の訓練を行う。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 自助具適用、使用訓練
- ③ 理学療法 作業療法
- ④ 歩行訓練、基本的動作訓練、筋力トレーニング、その他予防訓練など
- ⑤ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

## 【利用料、その他の費用額】

### 第 10 条

(1) 利用料の額は、指定通所リハビリテーション等にかかる介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) その他の費用額は、下記の①～④をその他の費用として、利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができる。

① 食材料費 1日 550円

② おむつ代 紙オムツ 187円 リハパンツ 165円 尿パット 44円

③その他日常生活にかかる費用で、厚生労働省が定めるものについて費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

### 【通常の事業の実施地域】

#### 第 11 条

通常の事業の実施地域を八代市内とする。

ただし、日奈久 二見 坂本 宮地東 東陽 泉 の地域を除く

なお、通常の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション等であっても送迎費については利用者に請求しない。

### 【サービス利用に当たっての留意事項】

#### 第 12 条

事業所が提供する指定通所リハビリテーション等の利用者又はその家族は、次の点に留意する。

- (1) 指定通所リハビリテーション等の対象者が従事者もしくは他の利用者に対し、暴力、脅迫などの行為があった時、またはそのおそれがある時、その他、指定通所リハビリテーション等を行う上で支障があると認められる時、中止、又は終了とすることができる。
- (2) 利用者は、指定通所リハビリテーション等の中途において、心身の状況に不具合を生じた場合は直ちに従事者へ申し出ること。

### 【緊急時における対応方法】

#### 第 13 条

指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに専任医に連絡するなどして必要な処置を行う。

### 【非常災害対策】

#### 第 14 条

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震の災害に対処する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者は、医療法人敬仁会事務長を当て、火元責任者には事業所管理者代行を当てる。
- (2)始業時、就業時には火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3)非常災害用の設備点検は、契約保守業者〈㈱ホリタシステム〉に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4)非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。又災害に備えマニュアルを作成し少なくとも年に 2 回防災避難訓練、救出その他の必要な訓練を行う。
- (5)火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6)防火管理者は、従業員に対して防災教育、消防訓練を実施する。  
消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練、実消火訓練、消火栓の発砲等 年 2 回実施
- (7)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

### 【専門委員会の設置】

#### 第 15 条

- (1)指定通所リハビリテーション等の業務、利用状況、内容、質の向上など円滑な運営ができるよう専門委員会を設置する。
- (2)委員会の業務及び構成員は別に要綱を定める。

## 【通所リハビリテーション計画等の作成】

### 第 16 条

指定通所リハビリテーション等の従事者は診療又は運動機能検査、作業能力検査などをもとに、共同して利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標と当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した通所リハビリテーション計画等を作成する。計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画と整合するよう注意する。また、利用者又はその家族に対し、その内容を十分説明することとする。通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価は、診療記録に記載するものとする。

## 【管理の代行】

### 第 17 条

指定通所リハビリテーション等の管理者の不在時、責任者が必要な管理を代行することができる。

## 【衛生管理】

### 第 18 条

- (1)利用者の使用する施設、食器、その他の施設又は飲用に供する水について、医療法及び同施行規則の基準並びに食品衛生法に定める基準に従い、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
- (2)医薬品、医療用具においてはデイルーム内の決められた保管場所に責任者が、適性保管する。
- (3)事業所内において感染症が発生し、または蔓延しないように、敬仁病院内感染対策マニュアルを活用し委員会を一月に 1 回程度定期的に開催するとともに従事者に周知徹底を図る。
- (4)従事者に対し感染症又は食中毒の予防及び蔓延の予防の為の研修を定期的に実施する。
- (5)感染症又は食中毒が疑われる際の処置はマニュアルの手順に沿った対応を行う。

## 【その他運営に関する重要事項】

### 第 19 条

- (1)指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、それに従事する職員の勤務体制その他利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申し込み者の同意を得る。
- (2)指定通所リハビリテーション等の提供を求められた場合はその者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護・要支援認定などの有無及び要介護・要支援認定などの有効期間を確かめる。
- (3)従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (4)従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (5)従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなり後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- (6)サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ当該家族の同意を得る。
- (7)指定居宅介護支援事業所又はその従事者に対し利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他、財産上の利益を供与しない。
- (8)1.利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、主治の医師に連絡し、対応してもらうなど必要な措置を講じる。  
2.事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告されその分析を

通じた改善策を従事者に周知徹底する。

3.事故発生の防止のための委員会の開催及び介護職員その他の従事者による研修を定期的に行う。

(9)利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(10)従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

(11)利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(12)虐待防止に関する事項

1.事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- ・虐待防止の為の指針の整備。

- ・虐待を防止するための定期的な研修の実施。

- ・これらを適切に実施するための担当者の設置。

2.事業者はサービス提供中に当事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(13)身体拘束等の禁止

1.利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2.身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3.事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(14)業務継続計画（BCP）の策定

1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2.事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第 20 条

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

- ・平成15年9月1日 本規定一部改定
- ・平成17年10月1日 本規定一部改定
- ・平成18年4月1日 本規定一部改定
- ・平成19年6月1日 本規定一部改定
- ・平成19年10月1日 本規定一部改定
- ・平成20年7月1日 本規定一部改定
- ・平成21年4月1日 本規定一部改定
- ・平成21年8月1日 本規定一部改定
- ・平成23年4月1日 本規定一部改定
- ・平成23年5月1日 本規定一部改定
- ・平成27年4月1日 本規定一部改定
- ・平成27年7月1日 本規定一部改定
- ・平成27年8月1日 本規定一部改定
- ・平成30年4月1日 本規定一部改定
- ・平成31年4月1日 本規定一部改定
- ・令和1年10月1日 本規定一部改定
- ・令和2年12月1日 本規定一部改定
- ・令和6年1月1日 本規定一部改定
- ・令和6年4月1日 本規定一部改定
- ・令和6年5月1日 本規定一部変更
- ・令和6年8月1日 本規定一部変更

# 重要事項説明書

様（以下「利用者」という）に 通所リハビリテーション けいじん（以下「事業所」という）が行う 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防 予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」と称す）については次の通りです

## 第1条（目的）

本書は介護保険上の指定通所リハビリテーション等を行うにあたり利用者と事業所の間の諸条件を定める事を目的とします。

## 第2条（運営規定の概要）

1. 事業所を利用される場合は、要介護認定を受けることが必要です。対象となる方は要支援1・2及び要介護1～5と認定されたかたです。
2. 事業所では、
  - 1) 利用者及び家族のご意見を聞き、(介護予防)通所リハビリテーション計画及び(介護予防)リハビリテーション実施計画書（以下「(介護予防)通所リハビリテーション計画書等」という）を作成し、それに基づいたサービスを提供します。
  - 2) サービス内容については、必要な都度、御説明します。
  - 3) サービス提供は、介護の基本方針である「利用者本位の自立支援」に添って援助させて頂きます。
  - 4) 通常の事業の実施地域を八代市内とします。  
ただし、日奈久 二見 坂本 宮地東 東陽 泉 の地域を除きます。
  - 5) 生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除いては、身体拘束や行動を制限する行為は致しません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由やその他必要事項を記録します。
  - 6) 虐待防止に関して利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。事業者はサービス提供中に当事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
  - 7) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
  - 8) 事業所に配置する職員、員数及び職務内容は次のとおりとします。
    - (1) 管理者 1名（八代敬仁病院院長と兼務：事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。）
    - (2) 専任医師 2名（八代敬仁病院医師と兼務）：指定通所リハビリテーション等の利用者の診察及び(介護予防)通所リハビリテーション計画等の作成に携わる。
    - (3) 他の専従する従事者：リハビリテーションの提供に従事するリハビリテーション専門職1名以上。サービス提供時間帯を通じて、リハビリテーション専門職員、看護職員、介護職員が4名以上。(介護予防)通所リハビリテーション計画等の作成に携わり、必要なりハビリテーションの実施や看護、介護を行う。
    - (4)苦情の処理窓口：サービスの内容やご意見、ご希望について下記までご連絡下さい

通所リハビリテーションけいじん 八代市海士江町2817番地

病院代表 0965-34-7911 直通 0965-34-4221 FAX 0965-33-4264

担当者 中村 智行（作業療法士）

担当者不在の時は 看護スタッフ が対応いたします。

営業時間（苦情受付時間）月～金曜日 8時20分～17時20分

### 3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。
- (2) 営業時間 8:20～17:20
- (3) サービス提供時間 9:00～16:30

### 第3条 (指定通所リハビリテーション等の内容)

事業所の行う指定通所リハビリテーション等は、できる限り利用者の自立した日常生活を支援するため次のようなサービスを行います。

1. 医学的管理のもとでの心身機能の回復または維持。
2. リハビリテーション、看護の観点から療養上必要とされる事項の指導・説明。

実施時間	1時間以上 2時間未満
	2時間以上 3時間未満
	3時間以上 4時間未満
	4時間以上 5時間未満
	5時間以上 6時間未満
	6時間以上 7時間未満

### 3. 送迎

### 4. 食事・おやつの提供等

### 5. 入浴介助（希望者のみ）（指定介護予防通所リハビリテーションは実施しない）

なお、上記サービスは利用者の希望などをもとに地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス支援計画書・居宅サービス計画に従い実施します。

### 第4条 ((介護予防) 通所リハビリテーション計画等)

事業所は診療または運動機能検査及び利用者の希望等を踏まえて、(介護予防) 通所リハビリテーション計画等を作成します。(介護予防) 通所リハビリテーション計画等の作成にあたっては、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が作成した計画に従って、作成することとします。

### 第5条 (経費)

1. 利用料の額は、指定通所リハビリテーション等にかかる介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担額に応じた額の支払いを受けるものとします。
2. その他の費用 食材費 オムツ代 その他作品材料費

### 第6条 (善管注意義務)

事業所は指定通所リハビリテーション等を行うにあたって、善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し誠実にその義務を遂行します。

### 第7条 (秘密保持)

1. 事業所は正当な理由がない限り業務上知り得た利用者の秘密をもらしません。また事業所の職員が退職後も在職中に知り得た秘密をもらすことのないよう必要な措置を講じます。
2. 事業所は当法人の個人情報保護方針に基づき利用者の同意を得ない限り利用者の個人情報を用いません。個人情報の利用目的は、別紙1のとおりです。

## **第8条（情報の保存、開示など）**

- 事業所は利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画等及びその他関連する事項を保存しなければなりません
- 事業所は、利用者から（介護予防）通所リハビリテーション計画等及びその他関連する事項について文書による開示を望まれた場合これに応じるものとします。

## **第9条（事故発生時、非常災害の対応）**

- サービスにおいて、専門スタッフにより充分な説明と血圧などのチェックを実施前後に行いますが、サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、家族に連絡し市町村に連絡します
- 非常災害設備は常に有効に保持し災害時に備えマニュアルにそって少なくとも年に2回防災避難訓練、救出その他の必要な訓練を行います。

## **第10条（衛生管理）**

- 利用者の使用する食器、飲用する水について医療法及び同施行規則の基準並びに食品衛生法に定める基準に従い衛生的な管理に務め、または衛生上必要な措置を講じます
- 医薬品、医療用具においてはデイルーム内の決められた保管場所に責任者が適正保管します
- 従事者に対し感染症又は食中毒の予防及び蔓延の予防の為の研修を定期的に実施します
- 感染症、又は食中毒が疑われる際の処置はマニュアルの手順に沿った対応を行います
- 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように敬仁病院内感染対策マニュアルを活用し委員会を1ヶ月1回程度、定期的に開催するとともに従事者に周知徹底を図ります

## **第11条（損害賠償）**

事業所が指定通所リハビリテーション等のサービスの提供を行う上で、本承諾書の各条項に違反し、または介護保険法その他の関係法令に違反し、法律上の賠償責任が生じ、損害を与えた場合、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

## **第12条（解除権）**

- 利用者は何時でも利用を解除することができます。
- 事業所は利用者に対し、次に掲げる場合には利用を中止または終了とすることができます。
  - 要介護認定に於いて自立と認定された場合
  - 病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な指定通所リハビリテーション等の提供を超えると判断された場合
  - 利用者および署名代行者が利用料金を2カ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日以内に支払われない場合
  - 利用者が職員または他の利用者等に対して利用継続が困難となるような背信行為または反社会的な行為を行った場合
  - 介護保険施設に入所または、病院に入院した場合
  - その他利用者の身体状況や家庭の都合等の事情により2カ月以上利用の見込みがない場合

## **第13条（協議事項）**

本重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法、民法その他関連法令に従い、利用者・事業がお互いに誠実に協議して決定します。

#### 第14条（災害発生が予測される際の休業基準）

地震による休業基準：八代市周辺において、震度6以上の地震が発生したとき。

台風による休業基準：熊本県で大型台風の直撃が見込まれる場合。通過コースにより八代市に被害が想定されるとき。

水害による休業基準：警戒レベル3以上が発令されたとき、もしくは警戒レベル2が発令され被災状況や社会的混乱などを統合的に勘案し、管理者が休業と判断した場合。

指定通所リハビリテーション等の 重要事項説明書の内容に関して説明を受け、同意します。

記入日：令和 年 月 日

ご利用者	住所	
	氏名	印

代理人 ご家族	住所	
	氏名	印

事業所	八代市海士江町2817番地 医療法人敬仁会 通所リハビリテーションけいじん TEL 0965-34-4221 (直通) 管理者（敬仁病院院長） 井本 信哉
-----	--

説明者氏名

印

## (別紙1) 個人情報の利用目的

当事業所では、利用者様の個人情報(画像を含む)を下記の目的に利用させていただきます。また、その取り扱いには万全の注意を払い取り組んでまいります。なお、ご不明な点などがございましたら担当窓口までお問い合わせください。

### (1)事業所内での利用

1. 利用者様に提供する医療・介護サービス
2. 介護保険事務
3. ご利用受付時の事業所管理(ご家族代理人、連絡先など利用者様のご家族の個人情報を含みます。)
4. 会計・経理(利用料に関する同意書など支払いに関して責任をもって頂ける方の個人情報を含みます。)
5. サービスご利用中の事故の報告
6. 当該利用者様の医療・介護サービスの向上
7. 事業所内医療・介護実習への協力
8. 医療・介護の質の向上を目的とした敬仁病院内・院外での症例研究
9. 家族会のご案内(利用者様のご家族の個人情報を含みます。)
10. その他、利用者様にかかる管理運営業務

### (2)事業所外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護、通所介護、福祉用具レンタル事業者など)との連携
2. 他の医療機関、介護事業者等からの照会への回答
3. 利用者様の診療・サービスのため外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. ご家族等への心身状態の説明
5. 審査支払機関へのレセプトの提供
6. 審査支払機関または保険者、市町村、担当当局、公的機関からの照会への回答
7. 賠償責任保険など医療・介護に関する専門団体や保険会社等への相談または届け出
8. その他、利用者様への医療・介護保険事業に関する利用

### (3)敬仁病院および併設する在宅部門相互の情報提供としての利用

敬仁病院および併設する下記在宅部門は同一事業者です。入退院等、在宅サービスの提供に際し、相互に情報提供を行います。

- ・訪問看護ステーション けいじん
- ・けいじん居宅介護支援事業所
- ・通所リハビリテーション けいじん

### (4)その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

※上記のうち、他の医療機関・介護サービス事業所等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、  
その旨を担当窓口までお申し出下さい。

※お申し出がないものについては同意したものとして取り扱わせていただきます。

※これらのお申し出は、あとからいつでも撤回、変更等することができます。

## 承諾書

(以下「利用者」という)に、医療法人敬仁会 通所リハビリテーションけいじん(以下「事業所」という)が行う指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは以下のとおりです。

### 1. 目的

本書は介護保険上の指定(介護予防)通所リハビリテーションを行うにあたり利用者と事業所の間の諸条件を定めることを目的とします。

### 2. 実施期間

①本書の有効期間は 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までとします。

②前項の満了日の7日以上前までに利用者から解約の申し出がない場合、この承諾書は同一の内容で自動更新されます。ただし、要介護度の変更等により居宅サービス計画書等に変更が生じた場合はこの限りではありません。

### 3. サービス内容

事業所の行う指定(介護予防)通所リハビリテーションでは、出来る限り利用者の自立した日常生活を支援するため次のサービスを行います。

①医療管理の下でのリハビリテーション

②リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項の指導・説明

医師の指示による医療処置 健康管理 看護・介護方法のアドバイス

③送迎 ④食事・おやつなど ⑤入浴(一般浴 リフト浴) ⑥レクリエーション

※⑤のサービスは指定介護予防通所リハビリテーションでは実施しません。

上記サービス内容は利用者の希望などを基に居宅介護支援事業所または地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画書および介護予防サービス支援計画表に従い計画実施します。

### 4. 実施内容

居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画表に従い、下記のサービスを行います。

所要時間	1時間以上2時間未満	食事の提供	有 無
	2時間以上3時間未満	送迎	片道 往復 無
	3時間以上4時間未満	入浴	有 無
	4時間以上5時間未満	リハビリテーション	有 無
	5時間以上6時間未満	レクリエーション	有 無
	6時間以上7時間未満		

※利用日の変更、追加等は、利用者の希望と居宅サービス計画書、予防支援サービス計画に基づき

事業所の受け入れが可能な場合に行います。

### 5. (介護予防)通所リハビリテーション計画

事業所は診療または運動機能検査及び利用者の希望を踏まえて、(介護予防)リハビリテーション計画を作成します。

(介護予防)通所リハビリテーション計画作成にあたっては、地域包括支援センターが作成する介護予防支援計画

または、居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画と整合がとれるように配慮するとともに、利用者に十分説明することとします。

### 6. 経費

①利用料の額は、指定(介護予防)通所リハビリテーションにかかる介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

②その他の経費

・食費 550円

・おむつ代( 紙おむつ 187円 リハパンツ 165円 尿パット 44円)

介護サービス： ※負担割合(1~3割)に応じ利用料金は異なります。

#### ●基本部分

単位/日

	1~2時間	2~3時間	3~4時間	4~5時間	5~6時間	6~7時間
要介護1	369	383	486	553	622	715
要介護2	398	439	565	642	738	850
要介護3	429	498	643	730	852	981
要介護4	458	555	743	844	987	1,137
要介護5	491	612	842	957	1,120	1,290

●加算

リハビリテーション提供体制加算	3~4時間 5~6時間	12単位/日 20単位/日	4~5時間 6~7時間	16単位/日 24単位/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110単位/日		
理学療法士等体制強化加算		30単位/日		
入浴介助加算 I・II		I: 40単位/日	II: 60単位/日	
口腔栄養スクリーニング加算 I・II		I: 20単位/6月	II: 5単位/6月	
口腔機能向上加算 I・II		I: 150単位/回	II: (イ) 155単位 (ロ) 160単位/回	
重度療養管理加算		100単位/日		
中重度者ケア体制加算		20単位/日		
サービス提供体制強化加算 I		22単位/日		
科学的介護推進体制加算		40単位/月		
移行支援加算		12単位/日		
退院時共同指導加算		600単位/回		
介護職員等処遇改善加算 IV		所定単位 × 5.3%/月		
●減算				
送迎を行わない場合		47単位/片道		

予防サービス：負担割合(1~3割)に応じ利用料金は異なります。

●基本部分

単位/月

要支援1	2,268	要支援2	4,228
------	-------	------	-------

●加算

口腔機能向上加算 I・II	I: 150単位/回	II: (イ) 155単位 (ロ) 160単位/回
口腔栄養スクリーニング加算 I・II	I: 20単位/6月	II: 5単位/6月
科学的介護推進加算	40単位/月	
サービス提供体制強化加算 I	要支援1: 88単位/月	要支援2: 176単位/月
退院時共同指導加算	600単位/回	
介護職員等処遇改善加算 IV	所定単位 × 5.3%/月	

●減算

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた介護予防リハビリテーションを行なった場合：  
要支援1: -120単位/月 要支援2: -240単位/月

以上、通所リハビリテーションけいじんのサービス内容について承諾します。

令和 年 月 日

ご利用者	住所	
	氏名	印

代理ご家族人	住所	
	氏名	印

事業所	八代市海士江町2817番地 医療法人敬仁会 通所リハビリテーションけいじん TEL 0965-34-7911(代表) TEL 0965-34-4221(直通) 管理者(敬仁病院院長) 井本 信哉
-----	---

説明者氏名

印